

## 自動送金利用規定

株式会社北國銀行

1. この取扱いについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず当座小切手の振出しまたは、普通預金通帳及び払戻請求書の提出は省略するものとします。
2. この取扱いにかかる為替手数料(消費税等含む)は、取扱いの都度、振込金額と合算のうえ、上記1と同様の手続きにより指定預金口座から払出するものとします。
3. 送金日の15時までに指定預金口座の残高が、送金金額と為替手数料の合算額に満たないときは、何ら通知することなくその月の送金は取り止めたものとして取扱うものとします。
4. この取扱いについては、領収書等は発行いたしません。
5. この取扱期間中に送金先、送金金額、その他内容に変更が生じたときは、ただちに当行に届出をするものとします。万一、届出をしなかったことによって生じた損害等については、当行は一切責任を負わないものとします。
6. 指定預金口座を解約した場合には、この取扱いも解除することとします。
7. 契約期間中であっても、当行が必要と認める場合は何ら通知することなくこの取扱いを解除することがあります。
8. この取扱いについて万一紛議が生じても、当行の責によるものを除き、当行は責任を負わないものとします。

以上